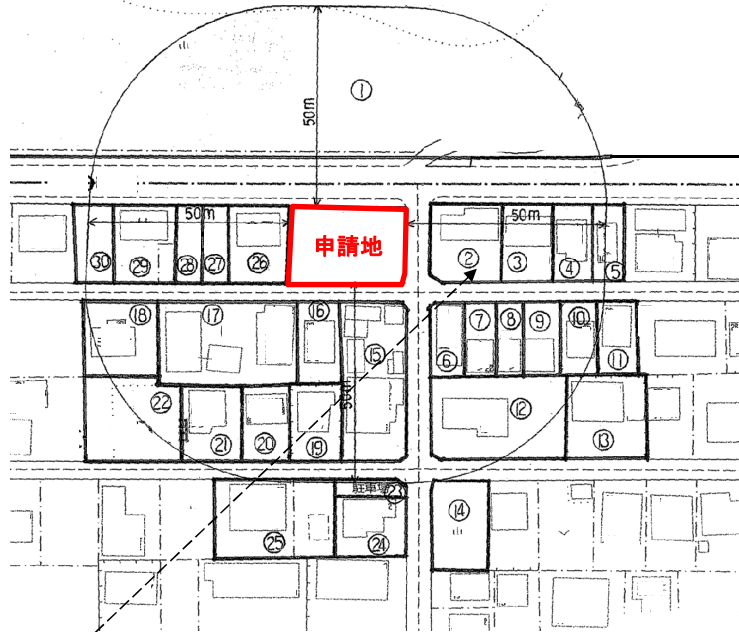


地図、字図近隣説明範囲資料(記載例)

住宅地図記載例

商用利用可能な地図を用いること。

説明範囲内に敷地が含まれていれば、建築物が含まれていない場合においても、建築物の所有者・管理者・居住者は説明対象者となる。



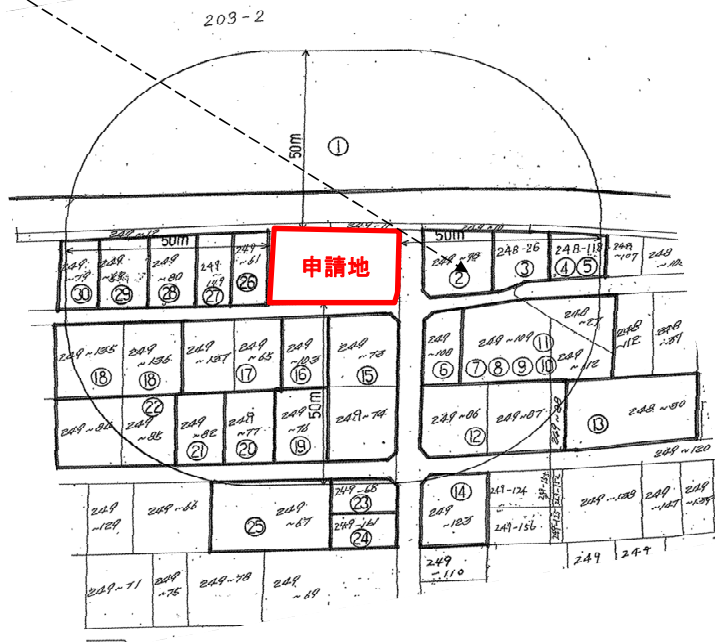
字図記載例

番号を一致させること

提出日から遡り1か月以内に取得した字図を提出すること。

字図の他、登記事項要約書(土地及び建物)を提出すること。

字図が複数枚にわたる場合は、集合字図を作成すること。



(留意点)

- ・建築物の敷地と字図の形状が一致していない場合は、住宅地図をベースにして番号を振る。
- ・説明対象者は、土地及び建物の所有者・管理者・居住者
- ・道路(一般道)については、説明不要。
- ・地目が「公衆用道路」の場合は、所有者及び管理者へ説明が必要。
- ・水路、農地、公用地等については、所有者及び管理者(所管する官公署)への説明が必要。